

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

今般私たちは、特定非営利活動法人日本郵便文化振興機構を創設することとした。

この法人は、世界各国において脈々と受け継がれてきた郵便文化、すなわち「郵便サービスの多様な利活用、郵便制度に関する調査・研究及び郵便切手研究・収集等の各種文化活動」の、わが国及び世界各国におけるさらなる振興・発展を図るとともに、その前提となる環境整備を行うなど、特定分野における独自の非営利活動を通じ、社会の健全な発展に寄与することをめざす決意である。

明治4年以降、日本が近代国家として発展を遂げる中で世界の主要国として位置づけられる今日に至るまで、郵便制度は、一貫して情報の受発信や物品送達のための重要な社会的インフラとして、国の繁栄を支える機能を果たしてきた。平成19年秋より郵政民営化がスタートし、その一角をなす郵便事業についても、制度創設以来の未曾有の改革の波が及んでいるが、経営手法は変われど郵便制度自体の重要性は些かも揺らぐことはない。

こうしたなかで今日、これら郵便制度に関する調査・研究を文化活動として推進し、その成果を社会に還元していくことは、歴史を実証的に検証する貴重な取り組みであることと同時に、郵便が世界を結ぶインフラとしての特質を有し国際理解や平和構築に対する貢献も期待できることから、これらの社会的意義は決して小さくない。

また、世界に目を転ずれば1840年以来、郵便制度において郵便料金の前払い証票として位置づけられてきた郵便切手は、発行体としての国・地域(ないしはその為政者)の意思を明示的ないし黙示的示すメディアとしての役割を確立したことに加え、その高い芸術性から「方寸の芸術」とも呼ばれて、老若男女に愛されてきた。これを収集し研究することもまた、高度な文化活動であり、国際的な相互理解にも繋がるものである。その手法の健全な普及を図ることは、国民の健全な余暇活動にも通じていくであろう。

さらには、郵便文化の素材としての郵便切手類とりわけ未使用の郵便切手は、「広義の有価証券」である。郵便切手類の流通市場の整備を通じ、切手類の価値を保全・向上させることは、保有リスクの軽減のみならず、取引健全化にも寄与し、延いてはわが国の郵便事業に対する信認確保や郵便事業をつかさどる経営体の健全な財務運営にも繋がるものである。加えて、実際に郵便に使用された郵便切手は、郵便料金の前払い証票としての役割を終えてもなお、

郵便文化の素材として有用であり、これを広く回収して専門家が適正な価格で流通させるスキームを確立・育成することができれば、資金的に必ずしも恵まれていないNPO法人や社会福祉法人等の財政に寄与することも可能であることから、こうした慈善活動を国民運動として広めていくことの社会的意義も決して小さくはない。

このように、郵便(制度)や郵便切手類を素材とする郵便文化をさらに振興・発展させることは、社会に広範かつ多様な利益をもたらす。こうしたことから、今日、これを推進するための能動的な活動主体を誕生させるべく、ここに特定非営利活動法人日本郵便文化振興機構の設立を企図したところである。

2. 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、各自がそれぞれの専門分野において個別に郵便文化の振興という目標に取り組み、一定の成果を挙げてきたところである。この実績を踏まえて、私たちは、2008年7月9日に任意団体として日本郵便文化振興機構を発足させ、今後もさらなる能動的な活動展開を期していた。

こうしたなか、①郵便文化振興を目的とする既存の組織・団体等と協調しつつも独立・中立のスタンスを維持し、アカデミックな規律の下で自由闊達に活動が行える体制を構築する、②事業から生み出される付加価値をより効果的に発信・活用する、③財務や組織運営の透明性とアカウントビリティを高める、といった諸点について、いっそう理想的な姿を追求したいことに加え、任意団体としての事業展開では種々の制約を受けることも少なくないことから、法人としての運営形態のあり方について真摯に検討を重ねたところである。

その結果、この際NPO法人格を取得し、「日本郵便文化振興機構」の名称をもって、これを特定非営利活動法人として組織化し、新たなスタートを切ることが最善であると判断したところである。

平成20年8月3日

特定非営利活動法人日本郵便文化振興機構

設立代表者

住所又は居所

氏名 内藤 陽介 ㊞